か、都道府県及び国が実施する鳥獣の管理のための計画を位置付けるなど、施策体系が整理されており、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止施策との一層の連携が求められている。

(1)　被害の状況

①　農作物等被害

各都道府県からの被害報告によると、近年、鳥獣による農作物の被害金額は二百億円前後で推移し、平成二十七年度の被害総額は約百七十六億円となっている。これを種類別にみると、特に、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルによる被害金額が、獣類被害額全体の約九割を占めている。また、近年、ハクビシン及びアライグマによる被害が増加しており、平成二十七年度の被害金額は、それぞれ約四億円、約三億円となっている。

加えて、農作物被害のほかにも、畦畔（けいはん）の掘り起こしや当該掘り起こしに伴う農業用水路の閉塞等、農地や農業用施設への被害も発生している。

②　森林被害

各都道府県からの被害報告によると、鳥獣による森林被害面積は約七千七百六十二ヘクタール（平成二十七年度）で、被害形態としては、ニホンジカ、カモシカ等による植栽木の食害、ノネズミによる植栽木の樹皮及び根の食害、ニホンジカ、ツキノワグマ及びヒグマ（以下「クマ」と総称する。）等による樹皮剥ぎ被害などが多くなっている。近年の被害面積は五千～九千ヘクタール程度で推移しており、種類別にみると、ニホンジカ、ノネズミ、クマ、カモシカの順番で被害が大きく、特にニホンジカによる被害が全体の約八割を占めている。

③　水産被害

北海道等では、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道の調査によると、北海道における平成二十七年度の被害金額は約十九億円となっている。また、近年、全国的にカワウの生息域が拡大するとともに、その生息数も増加しており、アユを始めとした有用魚種等の食害、これに伴う遊業者の減少による地域経済への悪影響といった被害の拡大が見られる。

④　住民の生命、身体又は財産に係る被害等

鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、住民の生命、身体又は財産に係る被害についても、近年、深刻化している。各都道府県からの環境省への被害報告によると、クマによる被害者数は、平成二十八年度に年間百五人となっており、うち四人が死亡している。また、ニホンジカ等と列車、自動車等との衝突に起因した交通事故による被害のほか、住宅地においてもイノシシ、サル等による人身被害が発生している。

害度を低減させることを含む。）。これらを踏まえ、鳥獣被害対策を強化することが必要である。

加えて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）が改正され、平成二十七年五月に施行された。改正に伴い、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改められ、目的規定に鳥獣の管理の適正化を図ることが加えられたほか、都道府県及び国が実施する鳥獣の管理のための計画を位置付けるなど、施策体系が整理されており、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止施策との一層の連携が求められている。

(1)　被害の状況

①　農作物被害

農林水産業に多くの被害を及ぼしている鳥獣の捕獲数は、十五年前と比較してイノシシは約十二倍、ニホンジカは約六倍、ニホンザルは約四倍に増加している（平成二十四年度）にもかかわらず、各都道府県からの被害報告によると、近年、鳥獣による農作物の被害金額は二百億円前後で推移し、平成二十五年度の被害総額は約百九十九億円となっている。これを種類別にみると、特に、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害金額が、獣類被害の約九割を占めている。

②　森林被害

各都道府県からの被害報告によると、鳥獣による森林被害面積は約八千八百九十五ヘクタール（平成二十五年度）で、被害形態としては、ニホンジカ、カモシカ等による植栽木の食害、ノネズミによる植栽木の樹皮及び根の食害、ニホンジカ、ツキノワグマ及びヒグマ（以下「クマ」と総称する。）等による樹皮剥ぎ被害などが多くなっている。近年の被害面積は五千～九千ヘクタール程度で推移しており、種類別にみると、ニホンジカ、ノネズミ、クマ、カモシカの順番で被害が大きく、特にニホンジカによる被害が全体の約八割を占めている。

③　水産被害

北海道等では、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道の調査によると、北海道における平成二十五年度の被害金額は約二十億円となっている。また、近年、全国的にカワウの生息域が拡大するとともに、その生息数も増加しており、アユを始めとした有用魚種等の食害、これに伴う遊業者の減少による地域経済への悪影響といった被害の拡大が見られる。

④　住民の生命、身体又は財産に係る被害等

鳥獣による被害は、農林水産業への被害のみならず、住民の生命、身体又は財産に係る被害についても、近年、深刻化している。各都道府県からの環境省への被害報告によると、クマによる被害者数は、平成二十二年度に年間約百五十人となっており、平成十八年度と並び過去三十年間で最多となったほか、平成二十三年度以降も年間五十～七十人程度の被害が発生し、平成二十六年度は、十一月現在で百二十人となっている。また、鳥獣の道路への出没等に起因する交通事故も発生している。